

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所を令和元年6月20日付をもって下記のとおり指定(変更)するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

福岡空港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
福岡空港国際線旅客ターミナル3階税関出国検査場から出国審査ブースを通り各ゲートを経て、No.47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58及び59の各スポット(以下「外航機用スポット」という。)に駐機する航空機に至る通路	福岡市博多区大字青木739番地 福岡空港内	出国する旅客及び乗組員に限る。
外航機用スポットに駐機する航空機から福岡空港国際線旅客ターミナルビル各ゲート及びトランジットロビーを経由し、福岡空港国際線旅客ターミナルビル各ゲートを経て外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路	〃	福岡空港を通過する旅客及び乗組員に限る。
外航機用スポットに駐機する航空機から福岡空港国際線旅客ターミナルビル各ゲートを経由し、2階検疫ブース及び入国審査ブースを経て、1階税関入国旅具検査場に至る通路	〃	入国する旅客及び乗組員に限る。

(2) 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
No.47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58及び59の各スポット	福岡市博多区大字青木739番地 福岡空港内	機用品、携帯品を含む。

令和元年6月5日
福岡空港税関支署長 河合 俊彦